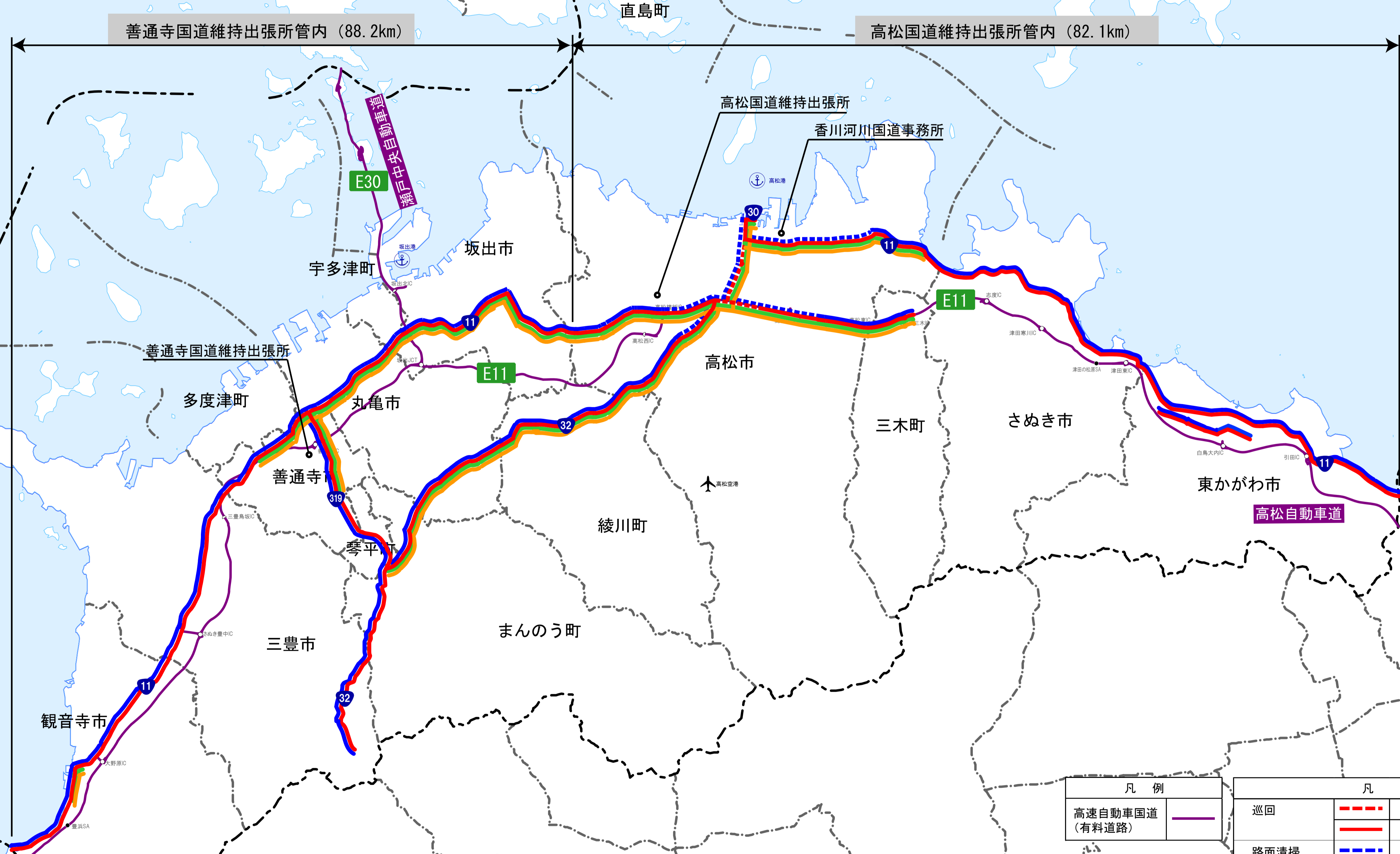


香川河川国道事務所 道路維持管理計画



■管理延長(香川河川国道事務所管内)
 ※四捨五入の関係で各号線の管理延長と合計延長とが合致しない場合がある。

路線名	区間	管理延長(km)
高松国道維持出張所	11 徳島県境～高松・坂出市境	72.4
	30 高松市	1.6
	32 高松市～高松市・綾川町境	8.1
善通寺国道維持出張所	11 高松市・坂出市境～愛媛県境	49.5
	32 高松市・綾川町境～香川県境付近	28.2
	319 丸亀市～仲多度郡まんのう町	10.5
香川河川国道事務所管内 計		170.3

凡 例							
高速自動車国道 (有料道路)	—						
巡回	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>1回/1日</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1回/2日</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例		—	1回/1日	—	1回/2日
凡 例							
—	1回/1日						
—	1回/2日						
路面清掃	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>6回/年(DID内)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1回/年(その他地域)</td> </tr> </tbody> </table>	—	6回/年(DID内)	—	1回/年(その他地域)		
—	6回/年(DID内)						
—	1回/年(その他地域)						
剪定	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>高木、中低木 1回/3年</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>寄植 1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	—	高木、中低木 1回/3年	—	寄植 1回/年		
—	高木、中低木 1回/3年						
—	寄植 1回/年						
除草	— 1～2回/年						

※1 路面清掃は、通行車両に対する安全の確保、走行の快適性や沿道環境の向上のため、DID内は年間6回、その他は年間1回を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定し実施します。
 ※2 剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります(2回/年、1回/年など)。